

第 1 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 1 号議案	令和 3 年度敦賀市一般会計補正予算（第 1 3 号）	1
第 2 号議案	令和 3 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 2 号）	83
第 3 号議案	令和 3 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	105
第 4 号議案	令和 3 年度敦賀市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 3 号）	135
第 5 号議案	令和 3 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	147
第 6 号議案	令和 3 年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）	159
第 7 号議案	令和 3 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 4 号）	161
第 8 号議案	令和 3 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）	171
第 9 号議案	令和 3 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	175
第 10 号議案	令和 4 年度敦賀市一般会計予算	1
第 11 号議案	令和 4 年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算	15
第 12 号議案	令和 4 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算	19

議案番号	事 案 名	頁
第 13 号議案	令和4年度敦賀市介護保険特別会計予算	29
第 14 号議案	令和4年度敦賀市産業団地整備事業特別会計予算	33
第 15 号議案	令和4年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	37
第 16 号議案	令和4年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	41
第 17 号議案	令和4年度市立敦賀病院事業会計予算	45
第 18 号議案	令和4年度敦賀市水道事業会計予算	49
第 19 号議案	令和4年度敦賀市下水道事業会計予算	53
第 20 号議案	職員の給与に関する条例及び敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	1
第 21 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件	7
第 22 号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正の件	11
第 23 号議案	市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正の件	15
第 24 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件	19
第 25 号議案	敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部改正の件	25

議案番号	事 案 名	頁
第 26 号議案	敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件	27
第 27 号議案	敦賀市職員定数条例の一部改正の件	29
第 28 号議案	敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正の件	31
第 29 号議案	市道路線の廃止の件	33
第 30 号議案	市道路線の認定の件	39
報告第 1 号	専決処分事項の報告の件 (令和3年度敦賀市一般会計補正予算(第12号))	47

第 20 号 議 案

職員の給与に関する条例及び敦賀市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

職員の給与に関する条例及び敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例及び敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(保育士及び幼稚園教諭の昇給の特例)

- 8 第5条第3項から第5項までの規定にかかわらず、令和4年2月1日において、現にこの条例の適用を受ける保育士及び幼稚園教諭(再任用職員を除く。)については、令和4年1月31日現在においてその者の属する職務の級における号給の額に8,000円を加算した額(以下「加算後の額」という。)の号給(同額の号給がないときは、当該加算後の額の直近上位の額の号給)に昇給するものとする。

(保育士又は幼稚園教諭である再任用職員の給料月額の特例)

- 9 第5条第9項の規定にかかわらず、保育士又は幼稚園教諭である再任用職員に支給する給料月額は、同項の規定による給料月額に8,000円を加算した額とする。

(敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年敦賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般事務(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。)、保育士、児童クラブ指導員の項を次のように改める。

一般事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。） 保育士、児童クラブ指導員	円	
	1	2
	146,100	195,500
	147,200	197,300
	148,400	199,100
	149,500	200,900
	150,600	202,400
	151,700	204,200
	152,800	206,000
	153,900	207,800
	154,900	209,400
	156,300	211,200
	157,600	213,000
	158,900	214,800
	160,100	216,200
	161,600	218,000
	163,100	219,700
	164,700	221,500
	165,900	223,200
	167,400	224,900
	168,900	226,500
	170,400	228,100
	171,700	229,500
	174,400	231,200
	177,000	232,800
	179,600	234,400
	182,200	235,400
	183,900	236,900
	185,500	238,300
	187,200	239,500
	188,700	240,700
	190,400	241,900
	192,200	242,900
	193,900	244,100
	195,500	245,400
	196,900	246,400
	198,400	247,600
	199,900	248,900
	201,200	249,800
	202,500	251,100
	203,700	252,300
	205,000	253,600
	206,300	255,000
	207,600	256,400
	208,900	257,600
	210,200	258,800
		260,000
		261,200
		262,500
		263,600
		264,700
		265,800
		267,100
		268,400
		269,400
		270,500
		271,800
		273,100
		274,000
		275,000

	59		275,900
	60		277,000
	61		278,100
	62		279,100
	63		280,000
	64		281,000
	65		281,500
	66		282,400
	67		283,100
	68		284,000
	69		285,000
	70		285,800
	71		286,600
	72		287,400
	73		288,200
	74		288,700
	75		289,100
	76		289,600
	77		289,800
	78		290,100

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会任給与条例」という。）の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定又は改正後の会任給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の会任給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改善のため、昇給の特例等を定めたいので、この案を提出する。

第 21 号 議 案

職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

敦賀市長 湊 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中ア(7)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(7)とし、同号ア(7)を同号ア(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業に係る取得要件の緩和等を行いたいので、この案を提出する。

第 22 号 議 案

職員の給与に関する条例等の一部改正の件

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年敦賀市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年敦賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第13条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。)第20条第4項から第6項まで若しくは第11条の2第1項から第3項まで若しくは第6項又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年敦賀市条例第5号)第7条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年敦賀市条例第6号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

提案理由

人事院勧告等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 23 号 議 案

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正の件

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

市長等の給料その他の給与に関する条例及び教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給料その他の給与に関する条例(昭和32年敦賀市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給料及び旅費に関する条例(昭和31年敦賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例第3条第3項及び第2条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、市長等の期末手当の額を改定したいので、この案を提出する。

第 24 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 湊 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第152条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の6.2」を「100分の6.8」に改める。

第152条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第152条の3の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「25,500円」を「28,000円」に改める。

第152条の4の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第171条」を「第171条第1項」に、「21,500円」を「19,700円」に改め、同条第2号中「10,750円」を「9,850円」に改め、同条第3号中「16,125円」を「14,775円」に改める。

第153条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.6」を「100分の3.0」に改める。

第153条の2中「5,900円」を「9,000円」に改める。

第153条の3第1号中「7,100円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,550円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「5,325円」を「5,475円」に改める。

第154条中「100分の1.9」を「100分の2.4」に改める。

第155条中「8,900円」を「12,200円」に改める。

第156条中「5,500円」を「6,600円」に改める。

第161条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第171条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「17,850円」を「19,600円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額

の」を加え、「15,050円」を「13,790円」に、「7,525円」を「6,895円」に、「11,288円」を「10,343円」に改め、同号ウ中「4,130円」を「6,300円」に改め、同号エ中「4,970円」を「5,110円」に、「2,485円」を「2,555円」に、「3,728円」を「3,833円」に改め、同号オ中「6,230円」を「8,540円」に改め、同号カ中「3,850円」を「4,620円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「12,750円」を「14,000円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「10,750円」を「9,850円」に、「5,375円」を「4,925円」に、「8,063円」を「7,388円」に改め、同号ウ中「2,950円」を「4,500円」に改め、同号エ中「3,550円」を「3,650円」に、「1,775円」を「1,825円」に、「2,663円」を「2,738円」に改め、同号オ中「4,450円」を「6,100円」に改め、同号カ中「2,750円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,100円」を「5,600円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,300円」を「3,940円」に、「2,150円」を「1,970円」に、「3,225円」を「2,955円」に改め、同号ウ中「1,180円」を「1,800円」に改め、同号エ中「1,420円」を「1,460円」に、「710円」を「730円」に、「1,065円」を「1,095円」に改め、同号オ中「1,780円」を「2,440円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,320円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得

た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 23,800円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 21,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 16,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 7,650円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

第171条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第18条の6中「第171条」を「第171条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第18条の7から第19条及び第20条の2から第23条までの規定中「第171条」を「第171条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険税の改定を行うとともに、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 25 号 議 案

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部改正の件

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（昭和43年敦賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表敦賀市立東浦保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

敦賀市立東浦保育園を廃園したいので、この案を提出する。

第 26 号 議 案

敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正の件

敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 湊 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例（平成30年
敦賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6人」を「8人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の敦賀市病児・病後児保育施設の設置及び管理
に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施
行の前においても行うことができる。

提案理由

敦賀市病児・病後児保育施設における利用料無償化の拡充等に伴い、施
設利用者の増加が見込まれるため、受入体制の拡大を図りたいので、この
案を提出する。

第 27 号 議 案

敦賀市職員定数条例の一部改正の件

敦賀市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市職員定数条例の一部を改正する条例

敦賀市職員定数条例（昭和 25 年敦賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号イ中「470 人」を「495 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市立敦賀病院の医療業務の充実を図るため、職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

第 28 号 議 案

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正の件

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 湊 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成28年敦賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、敦賀市病院事業管理者の期末手当の額を改定したいので、この案を提出する。

第 29 号 議 案

市道路線の廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

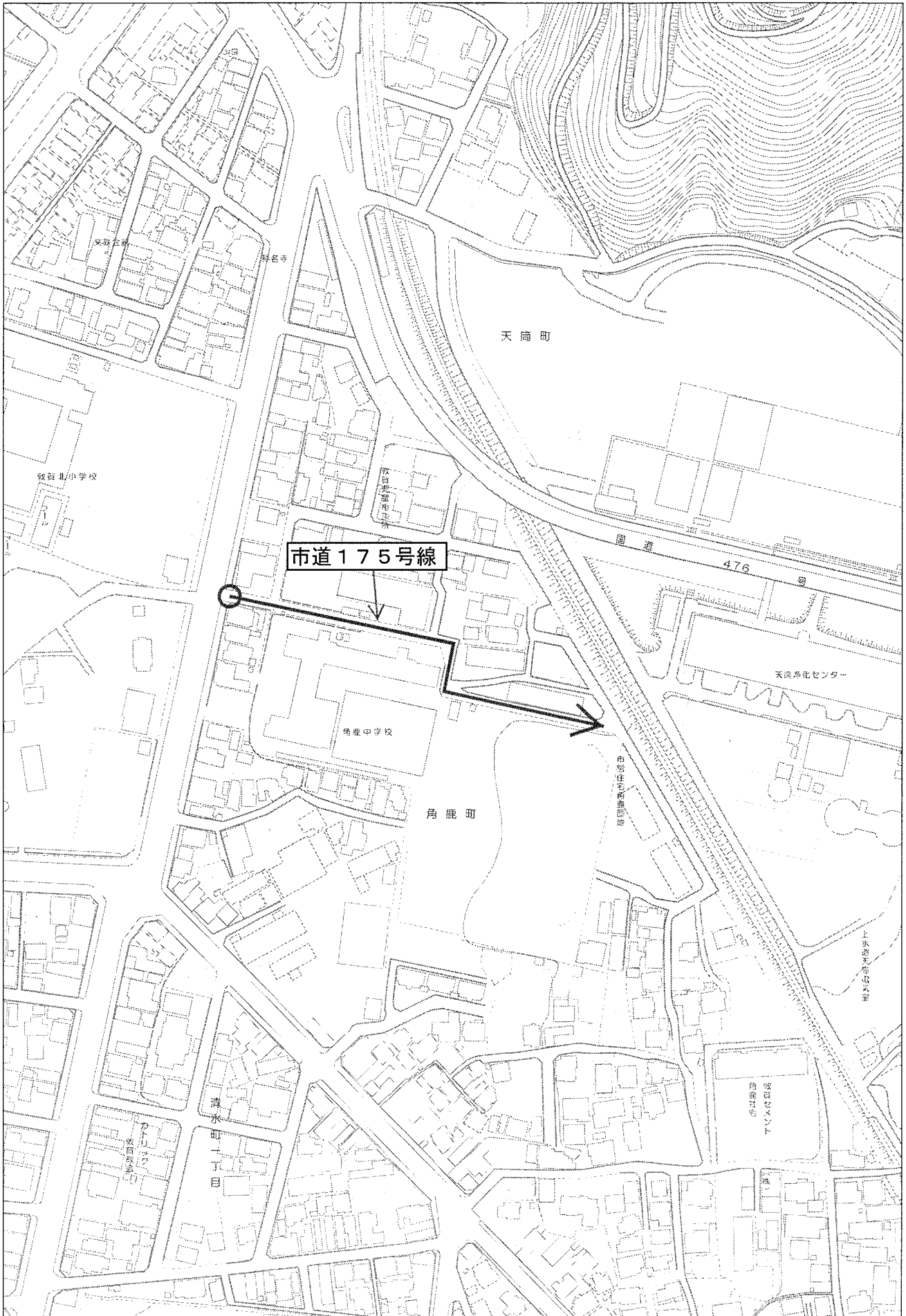
敦賀市長 渕 上 隆 信

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
175	175号線	曙町 6番13	角鹿町 2番1	m 223.7	m 4.0~6.0
1019	瀬河内葉原線	瀬河内22号 9番2	葉原85号 1番2	3327.4	2.5~11.4
1168	新和34号線	新和町1丁目 4番1	新和町1丁目 4番1	17.4	2.3~2.3
1955	西浦2号線	手53号 1番3	色浜27号 5番2	800.0	9.7~10.5

提案理由

道路改良事業、橋りょう維持修繕事業、市営住宅駐車場整備事業及び市道西浦2号線整備事業に伴い、市道の路線を廃止する必要があるため、この案を提出する。

平面図

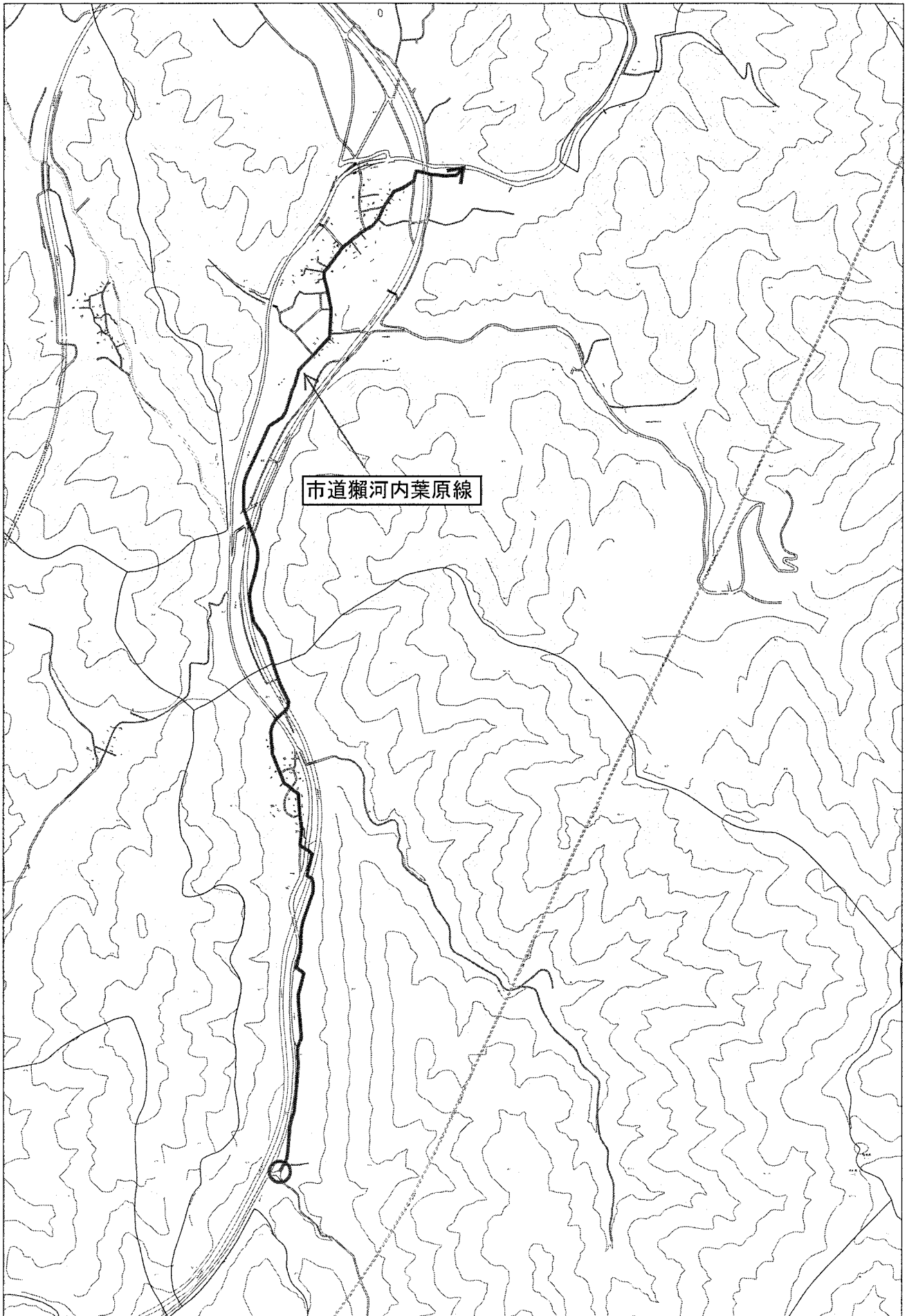


0 12.5 25 50メートル

1:2,500



平面図

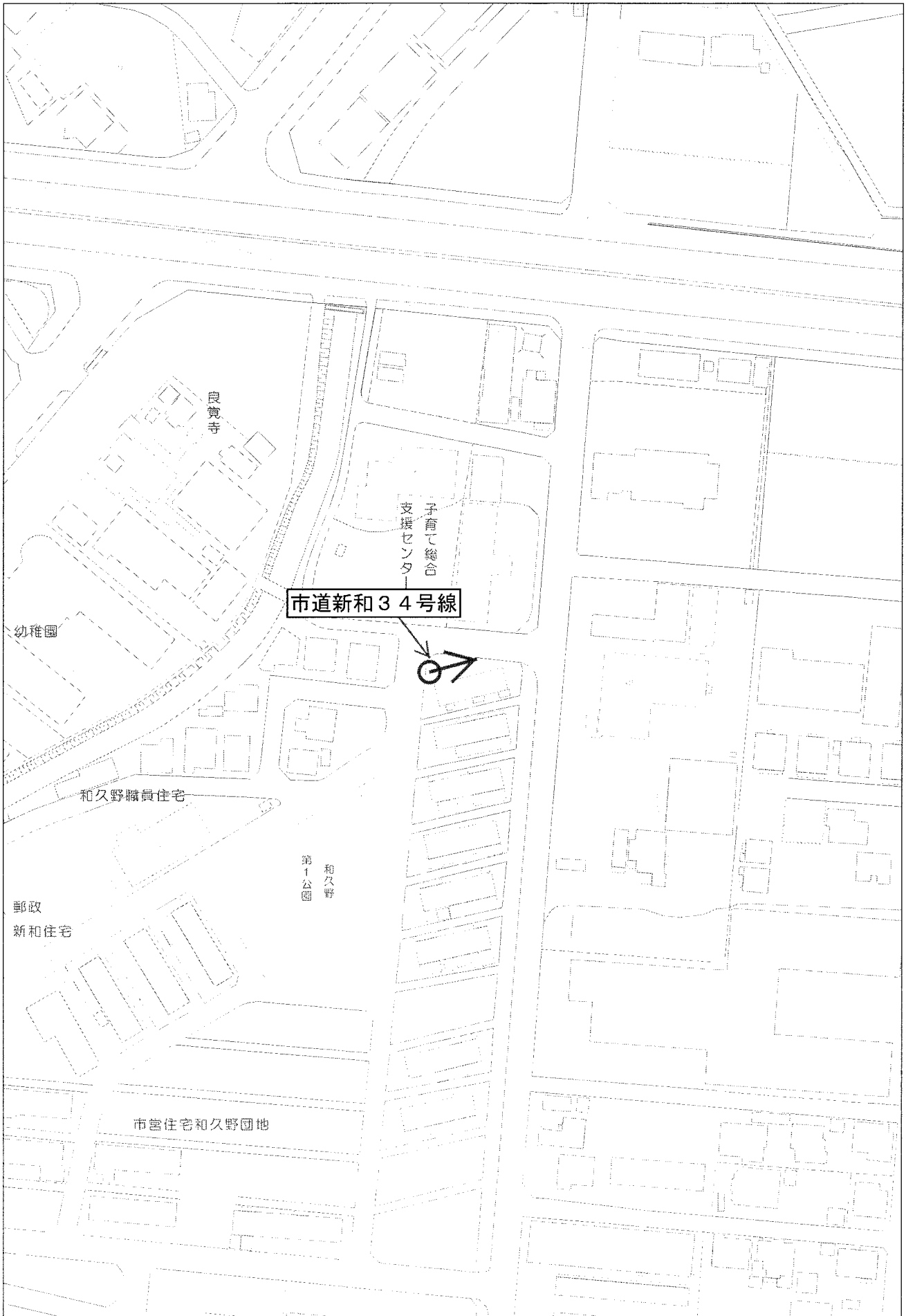


0 60 160 320メートル



1:14,200

平面図

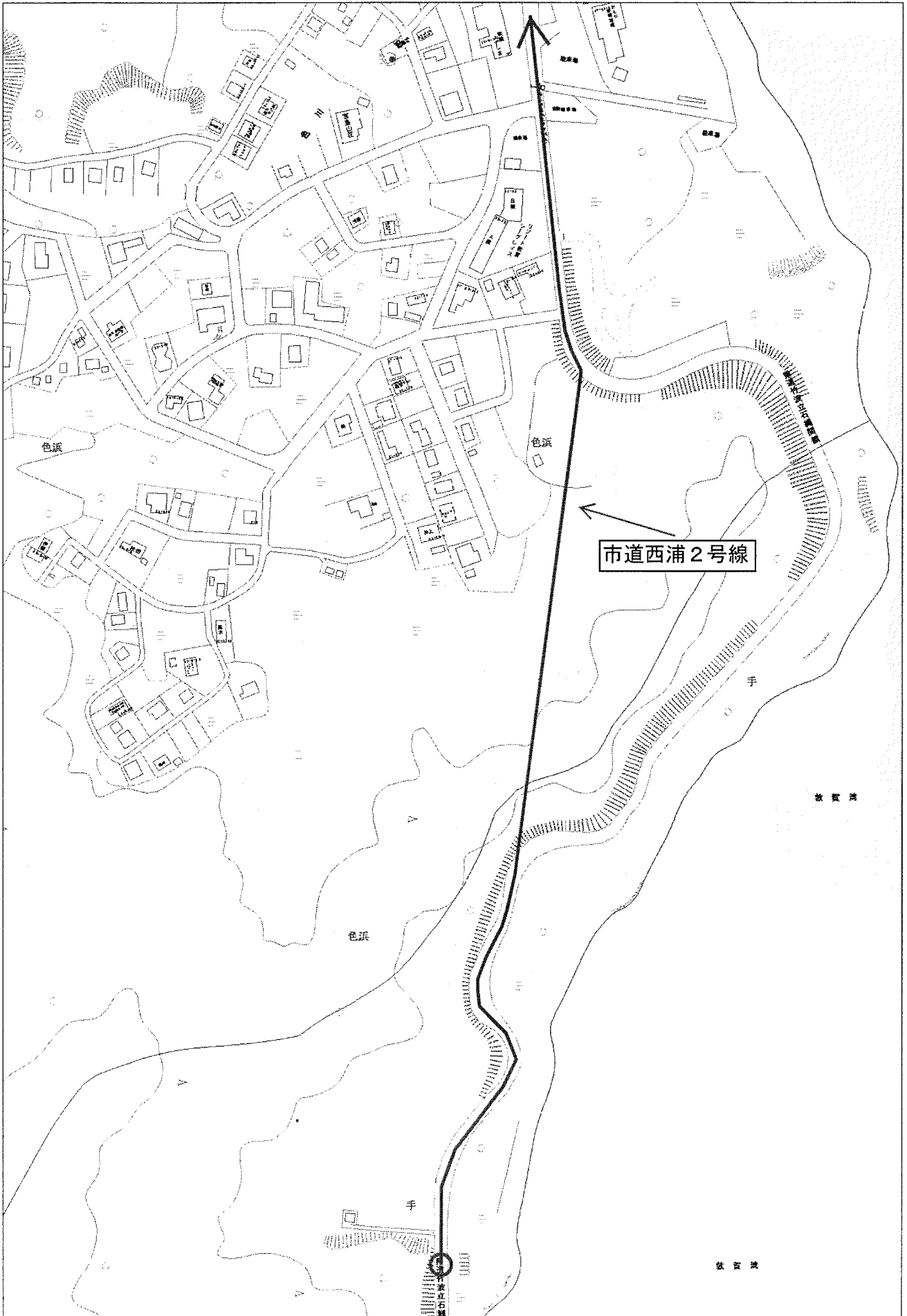


0 5 10 20メートル

1:1,500



平面図



市道西浦2号線

0 15 30 60メートル

1:3,000



第 30 号 議 案

市道路線の認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

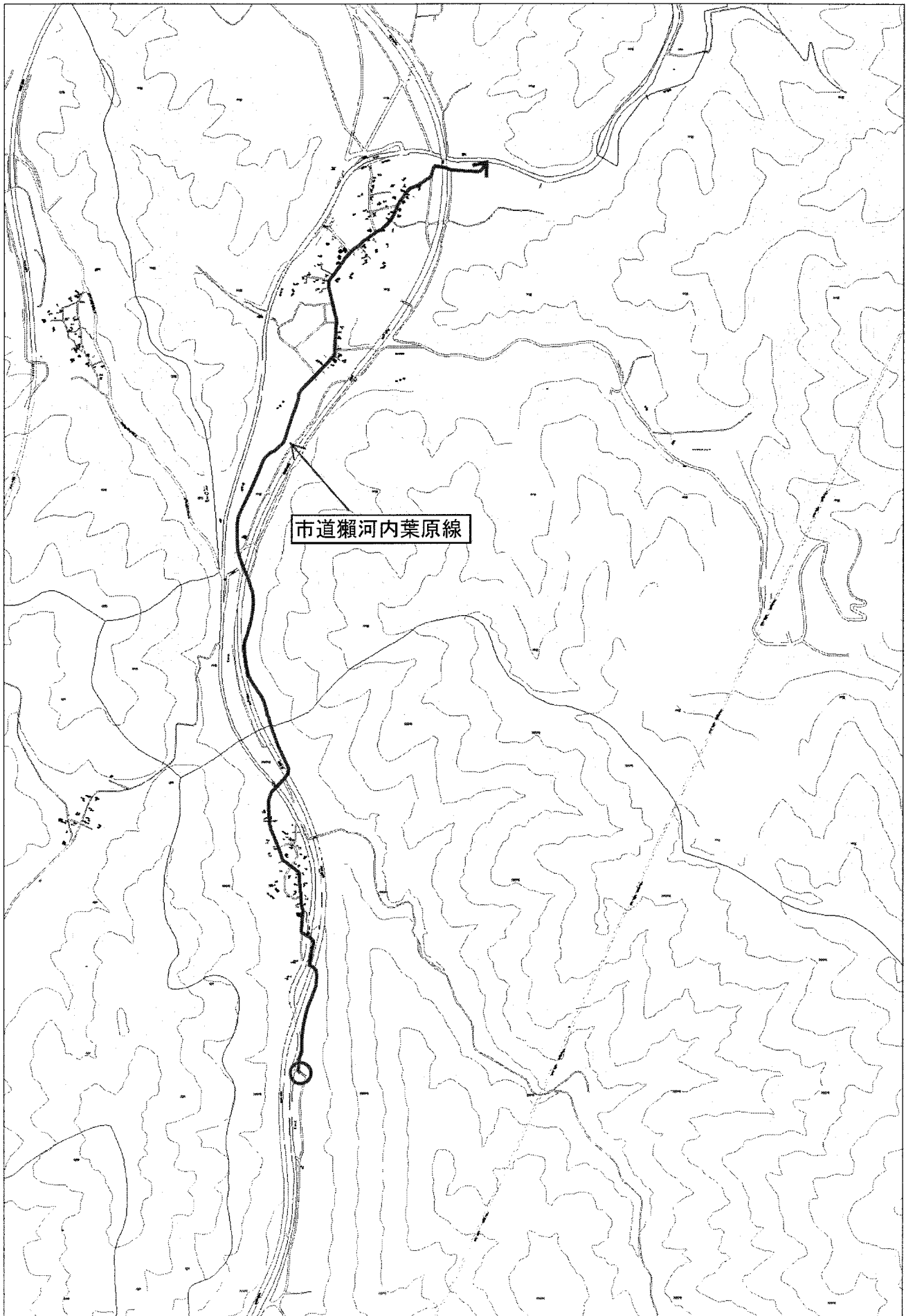
敦賀市長 渕 上 隆 信

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
175	175号線	曙町 7番1	角鹿町 2番1	m 179.4	m 6.0~6.0
1019	瀬河内葉原線	瀬河内14号 6番3	葉原85号 1番2	2717.8	2.5~11.4
1955	西浦2号線	手59号 1番6	色浜23号 1番1	396.3	10.3~42.4
2019	公文名99号線	公文名17号 1番	公文名4号 10番6	95.8	6.0~6.2
2020	公文名100号線	公文名33号 3番2	公文名31号 3番4	84.6	6.2~6.2
2021	瀬河内4号線	瀬河内22号 9番2	瀬河内15号 7番5	595.5	3.0~4.7

提案理由

道路改良事業、橋りょう維持修繕事業、市道西浦2号線整備事業及び開発行為による道路の帰属に伴い、路線を市道に認定する必要があるため、この案を提出する。

平面図



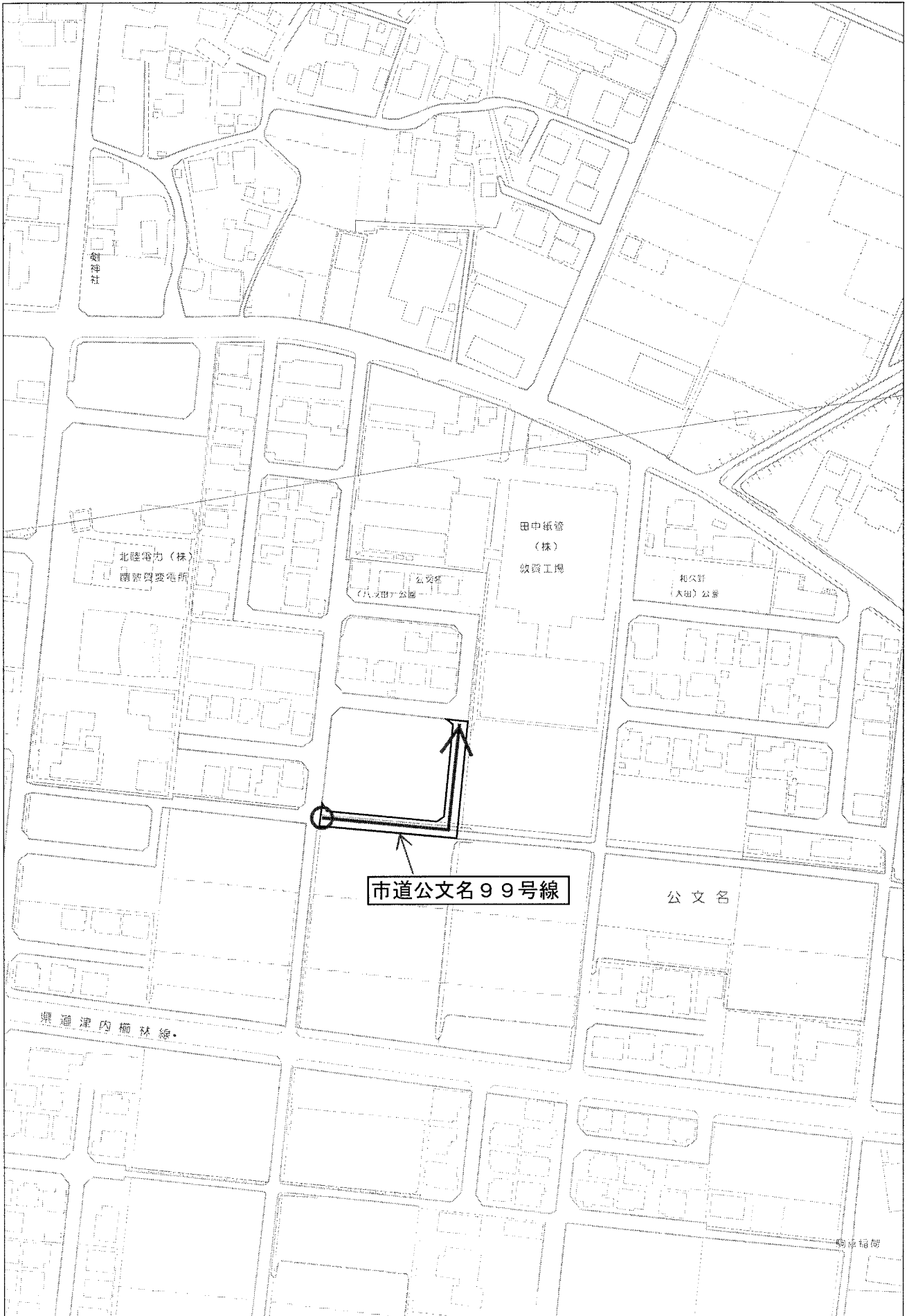
市道瀬河内葉原線

0 70 140 280メートル

1:12,500



平面図



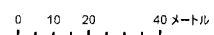
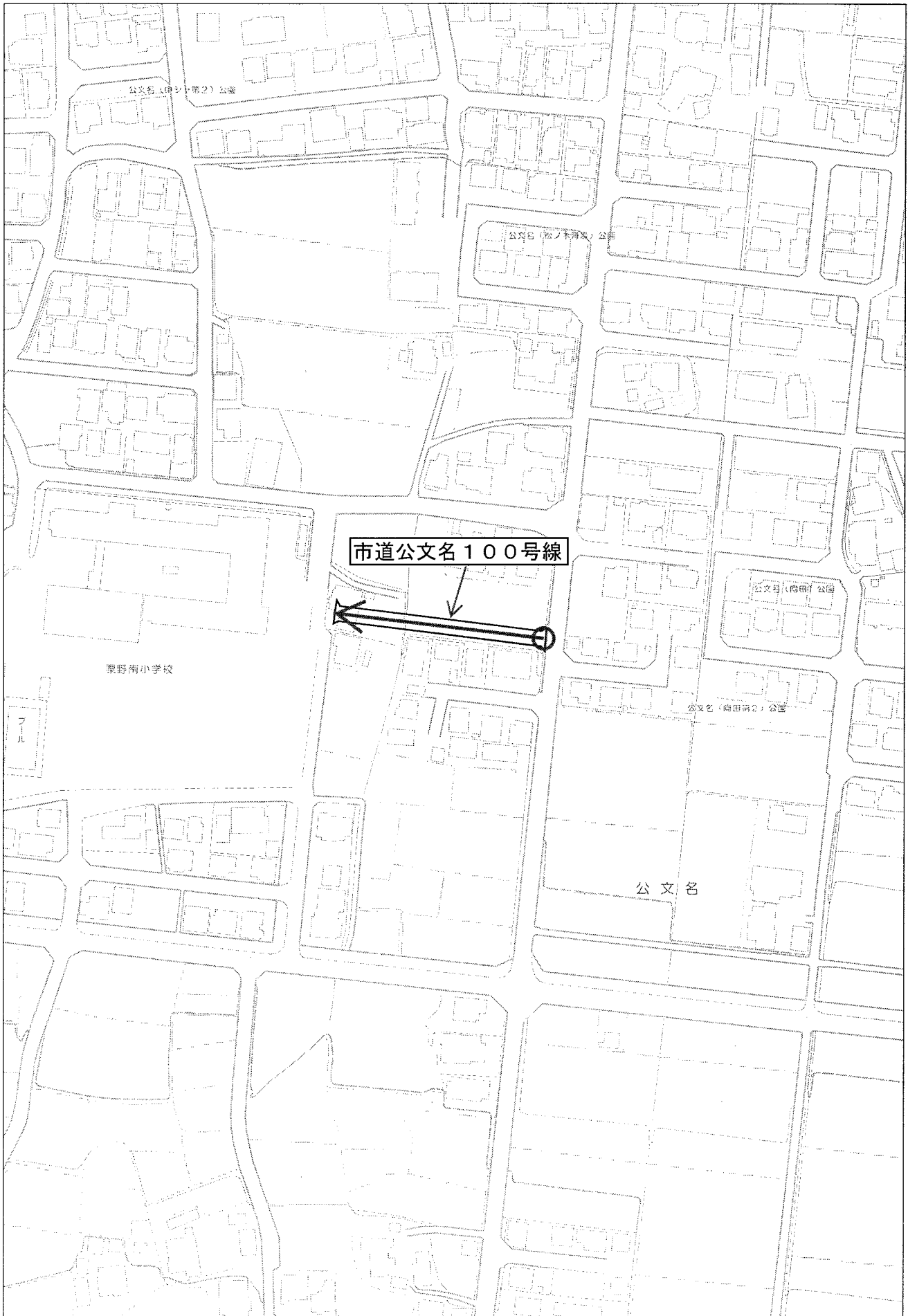
市道公文名99号線

0 10 20 40メートル

1:2,000



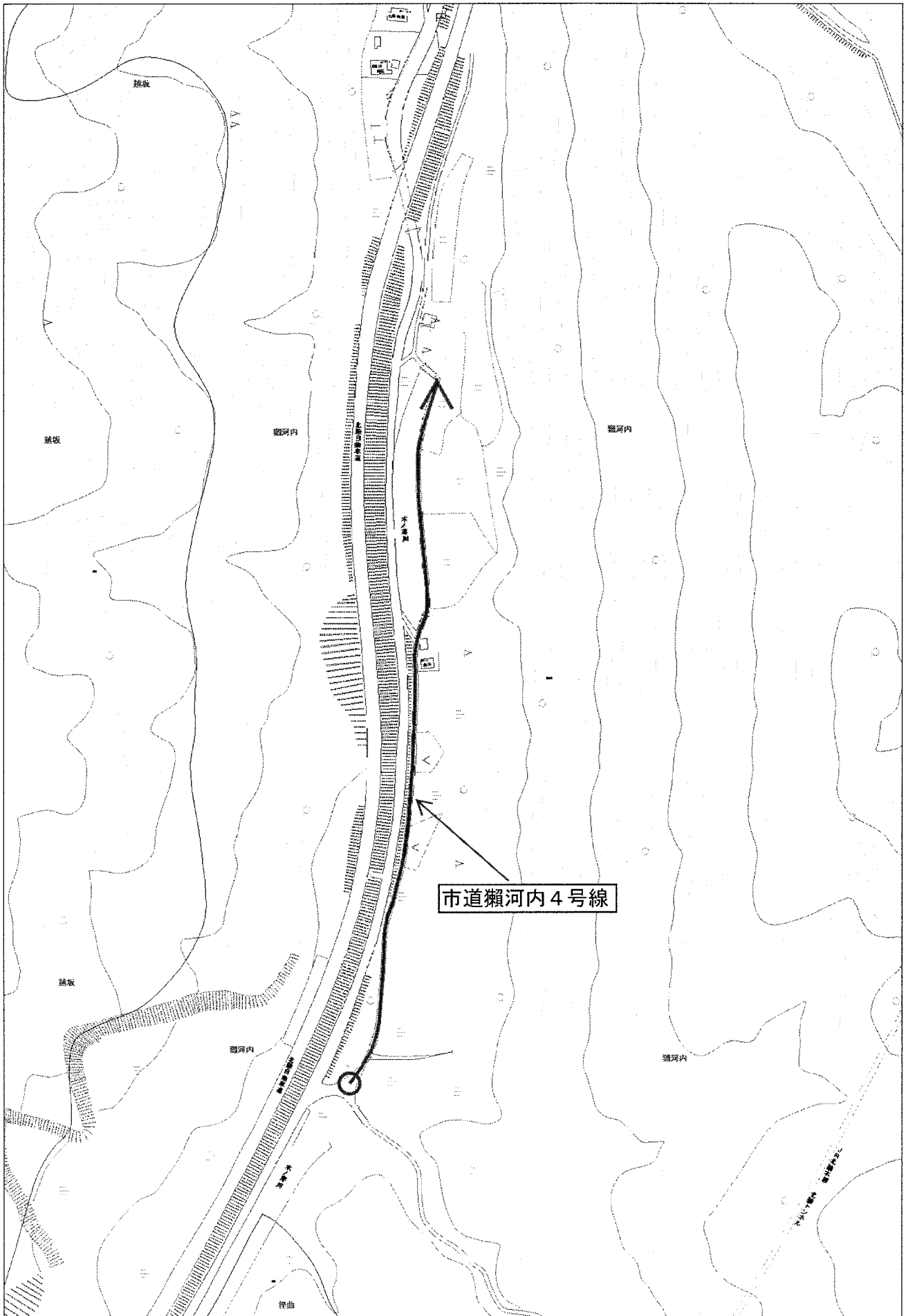
平面図



1:2,000



平面図



報告第1号

専決処分事項の報告の件

令和3年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年2月24日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

専決第1号

市長専決処分の件

令和3年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月10日 専決

敦賀市長 淵上隆信

令和3年度敦賀市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度敦賀市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,736,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
57 繰越金		589,822	165,263	755,085
	5 繰越金	589,822	165,263	755,085
歳入合計		39,571,546	165,263	39,736,809

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
24 土木費		5,129,526	165,263	5,294,789
	5 土木管理費	94,207	1,468	95,675
	10 道路橋りょう費	1,763,677	163,795	1,927,472
歳 出	合 計	39,571,546	165,263	39,736,809

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
24 土木費	5,129,526	165,263	5,294,789
歳出合計	39,571,546	165,263	39,736,809

2 歳 入

(款) 57 繰越金
(項) 5 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
57		繰越金	589,822	165,263	755,085
	5	繰越金	589,822	165,263	755,085
	3	繰越金	589,822	165,263	755,085

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	165,263	1 繰越金

3 歳 出

(款) 24 土木費
(項) 5 土木管理費

24	5	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木費	5,129,526	165,263	5,294,789		165,263
			土木管理費	94,207	1,468	95,675		1,468
			土木総務費	94,207	1,468	95,675		1,468

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,468	1 職員給与費 職員手当等	1,468 (1,468)

(款) 24 土木費
 (項) 10 道路橋りょう費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	道路橋りょう費	1,763,677	163,795	1,927,472		163,795
		3 道路維持費	363,993	163,795	527,788		163,795

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	1,518	1 道路除雪費 需用費	163,795 (1,518)
12 委託料	162,277	委託料	(162,277)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(302)人 852	225,085	2,318,044	1,427,467	3,970,596	734,386	4,704,982	
補正前	(302) 852	225,085	2,318,044	1,425,999	3,969,128	734,386	4,703,514	
比較	(0) 0	0	0	1,468	1,468	0	1,468	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職員手当の内訳	区分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	551,840	268,672	238,486	44,562	30,954	69,737	1,083
	補正前	551,840	268,672	237,018	44,562	30,954	69,737	1,083
	比較	0	0	1,468	0	0	0	0
	区分	特殊勤務手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補正後	2,763	31,396	408	185,297	2,269		1,427,467
	補正前	2,763	31,396	408	185,297	2,269		1,425,999
	比較	0	0	0	0	0		1,468

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	508 ^人		1,647,277	1,226,537	2,873,814	539,920	3,413,734	
補 正 前	508		1,647,277	1,225,069	2,872,346	539,920	3,412,266	
比 較	0		0	1,468	1,468	0	1,468	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	377,029	268,672	222,492	44,562	21,771	69,737	1,083
	補 正 前	377,029	268,672	221,024	44,562	21,771	69,737	1,083
	比 較	0	0	1,468	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,821	31,396	408	185,297	2,269		1,226,537
	補 正 前	1,821	31,396	408	185,297	2,269		1,225,069
	比 較	0	0	0	0	0		1,468

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(302) 人 344	225,085	670,767	200,930	1,096,782	194,466	1,291,248	
補 正 前	(302) 344	225,085	670,767	200,930	1,096,782	194,466	1,291,248	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	超 過 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当			計
	補 正 後	174,811	15,994	9,183	942			200,930
	補 正 前	174,811	15,994	9,183	942			200,930
	比 較	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	-	給与改定に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	-	
職員手当	1,468	制度改正に伴う増減分	-	
		その他の増減分	1,468	